平成２６年（フ）第１０８号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目５番５号101
破産者　横山　裕幸
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目30―18、開始決定時の住所兵庫県伊丹市中野東１丁目104番地１　ディアステージ昆陽池公園601号
破産者　カフェレストランのらくろこと　中井　高志
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
兵庫県伊丹市稲野町７丁目60番地　第二稲野マンション103号、前住所兵庫県伊丹市御願塚４丁目９番１―103号
破産者　南川紀美子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
北九州市小倉北区弁天町３番18―402号
破産者　オダハラ電機こと　小田原修一
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３５９号
熊本市北区清水本町２番39―702号
破産者　米丸　淳一
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６号
青森県八戸市白銀３丁目11番地２
破産者　佐々木すみ
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
茨城県那珂市菅谷2072番地１　ロゼリア・ヴェールＲ―２号室
破産者　大野　清之
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２７０号
茨城県ひたちなか市泉下町９番22―301号ローズマンション、旧住所茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6853番地の７　コーポハタ２―101
破産者　立花　勝博
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第８９号
新潟県小千谷市旭町７番34号　旭町県営アパート122号、申立時の住所新潟県小千谷市東栄２丁目５番20号
破産者　星野　兼一
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
静岡県駿東郡清水町中徳倉８番地　県営住宅１棟101号
破産者　中村　崇志
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
愛知県豊川市平井町六反42番地
破産者　岩田　健二
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３９５号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目２番12―306号
破産者　長谷部光一
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目35番10号パークハイム301号、前住所大阪市旭区太子橋３丁目９番48―1105号
破産者　伊勢屋書店こと　白木　敏成
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５７号
兵庫県西宮市甲子園九番町15番２号、前住所千葉県八千代市緑が丘１丁目２番地８　エスティメゾン八千代緑が丘905号室
破産者　横山　昌輝
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６２号
兵庫県尼崎市立花町３丁目21番19―403号
破産者　宿久　亜樹
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８１号
長崎県長崎市西山４丁目544番地１　浦川アパート201
破産者　小峰　康稔
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
長崎県長崎市毛井首町506番地９　メゾン光華Ⅱ102
破産者　濵﨑　哲子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
宮崎市大字塩路1690番地１
破産者　後藤　清和
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係